

公益財団法人いばらき腎臓財団  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、この法人に週3日以上勤務する者をいう。非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職手当とする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第13条及び第32条に規定するとおり、報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、支給しない。

- 2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 退職手当の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

(費用)

第5条 役員及び評議員に支給する費用の額は、財団の職員の例によるものとする。

- 2 常勤の理事には、通勤に要した交通費を実費支払うものとする。その計算方法は財団の職員の例によるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
常務理事	月額 180,000円

### 別表第2（第3条関係）

報酬の月額 × 在職月数 × 0.1